

令和6年2月28日 開会
令和6年3月21日 閉会
(定例第2回)

大山町議会会議録

(副本)

大山町議会

大山町告示第81号

令和6年第2回大山町議会定例会を次のとおり招集する

令和6年2月22日

大山町長 竹口 大紀

- 1 日 時 令和6年2月28日（水） 午前10時
- 2 場 所 大山町役場議場
- 3 付議事件 提出案件表のとおり

○開会日に応招した議員

小 谷 英 介	西 本 憲 人
豊 哲 也	島 田 一 恵
池 田 幸 恵	門 脇 輝 明
大 原 広 巳	大 杖 正 彦
大 森 正 治	杉 谷 洋 一
近 藤 大 介	吉 原 美 智 恵
岡 田 聰	野 口 俊 明
米 本 隆 記	

○応招しなかった議員

なし

第 2 回 大 山 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第 1 日)

令和 6 年 2 月 28 日 (水曜日)

議 事 日 程

令和 6 年 2 月 28 日 午前 10 時開会 (開議)

- 1 開会 (開議) 宣告
- 2 議事日程の報告
 - 日程第 1 会議録署名議員の指名について
 - 日程第 2 会期の決定について
 - 日程第 3 諸般の報告
 - 日程第 4 施政方針の説明について
 - 日程第 5 議案第 3 号 大山町情報公開条例等の一部を改正する条例について
 - 日程第 6 議案第 4 号 大山町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
 - 日程第 7 議案第 5 号 大山町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
 - 日程第 8 議案第 6 号 大山町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
 - 日程第 9 議案第 7 号 大山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
 - 日程第 10 議案第 8 号 大山町介護保険条例の一部を改正する条例について
 - 日程第 11 議案第 9 号 町道路線の認定について
 - 日程第 12 議案第 10 号 大山町退休寺・高橋辺地に係る総合整備計画の策定について
 - 日程第 13 議案第 11 号 大山町羽田井辺地に係る総合整備計画の策定について
 - 日程第 14 議案第 12 号 大山町二本松・大中尾辺地に係る総合整備計画の策定について
 - 日程第 15 議案第 13 号 大山町上大山辺地に係る総合整備計画の策定について
 - 日程第 16 議案第 14 号 大山町神田・渡道辺地に係る総合整備計画の策定について
 - 日程第 17 議案第 15 号 大山町香取辺地に係る総合整備計画の策定について
 - 日程第 18 議案第 16 号 大山町過疎地域持続的発展計画の変更について
 - 日程第 19 議案第 17 号 大山町と鳥取県の間における情報公開条例及び議会個人情報保護条例に基づく合議制の機関に係る事務の委託に関する規約を定める協議について
 - 日程第 20 議案第 18 号 大山町と鳥取県の間における個人情報の保護に関する法律に

基づく合議制の機関に係る事務の委託に関する規約を定める
協議について

- 日程第 21 議案第 19 号 鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会共同設置の
廃止に関する協議について
- 日程第 22 議案第 20 号 令和 6 年度大山町一般会計予算
- 日程第 23 議案第 21 号 令和 6 年度大山町土地取得特別会計予算
- 日程第 24 議案第 22 号 令和 6 年度大山町開拓専用水道特別会計予算
- 日程第 25 議案第 23 号 令和 6 年度大山町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 26 議案第 24 号 令和 6 年度大山町国民健康保険診療所特別会計予算
- 日程第 27 議案第 25 号 令和 6 年度大山町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 28 議案第 26 号 令和 6 年度大山町介護保険特別会計予算
- 日程第 29 議案第 27 号 令和 6 年度大山町風力発電事業特別会計予算
- 日程第 30 議案第 28 号 令和 6 年度大山町温泉事業特別会計予算
- 日程第 31 議案第 29 号 令和 6 年度大山町宅地造成事業特別会計予算
- 日程第 32 議案第 30 号 令和 6 年度大山町索道事業特別会計予算
- 日程第 33 議案第 31 号 令和 6 年度大山町下水道事業会計予算
- 日程第 34 議案第 32 号 令和 6 年度大山町水道事業会計予算
- 日程第 35 議案第 33 号 令和 5 年度大山町一般会計補正予算（第 1 1 号）
- 日程第 36 議案第 34 号 令和 5 年度大山町土地取得特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 37 議案第 35 号 令和 5 年度大山町開拓専用水道特別会計補正予算
（第 3 号）
- 日程第 38 議案第 36 号 令和 5 年度大山町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 39 議案第 37 号 令和 5 年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算
（第 5 号）
- 日程第 40 議案第 38 号 令和 5 年度大山町後期高齢者医療特別会計補正予算
（第 1 号）
- 日程第 41 議案第 39 号 令和 5 年度大山町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 42 議案第 40 号 令和 5 年度大山町農業集落排水事業特別会計補正予算
（第 6 号）
- 日程第 43 議案第 41 号 令和 5 年度大山町公共下水道事業特別会計補正予算
（第 4 号）
- 日程第 44 議案第 42 号 令和 5 年度大山町風力発電事業特別会計補正予算
（第 2 号）
- 日程第 45 議案第 43 号 令和 5 年度大山町温泉事業特別会計補正予算（第 2 号）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15 名）

1 番 小 谷 英 介	2 番 西 本 憲 人
3 番 豊 哲 也	4 番 島 田 一 恵
6 番 池 田 幸 恵	7 番 門 脇 輝 明
8 番 大 原 広 巳	9 番 大 杖 正 彦
10 番 大 森 正 治	11 番 杉 谷 洋 一
12 番 近 藤 大 介	13 番 吉 原 美 智 恵
14 番 岡 田 聰	15 番 野 口 俊 明
16 番 米 本 隆 記	

欠席議員（なし）

欠員（1 名）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 ……………野 間 光 書記 ……………三 谷 輝 義

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………竹 口 大 紀	教育長 ……………鷺 見 寛 幸
副町長 ……………吉 尾 啓 介	教育長 ……………赤 路 卓 也
総務課長 ……………金 田 茂 之	財務課長 ……………井 上 龍

午前 10 時開会

○議長（米本 隆記君） 皆さん、おはようございます。3 月定例会です。よろしくお願
いします。

○事務局長（野間 光君） 互礼を行いますので、ご起立下さい。一同礼。着席してくだ
さい。

開会宣告

○議長（米本 隆記君） ただいまの出席議員は 15 人です。

定足数に達しておりますので、令和 6 年第 2 回大山町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

これから、諸般の報告、施政方針の説明のあと、町長から本定例会に提出されました各議案の提案理由の説明を受けますので、よろしくお願いいたします。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（米本 隆記君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定によって、2 番 西本憲人議員、3 番 豊 哲也議員を指名します。

日程第 2 会期の決定

○議長（米本 隆記君） 日程第 2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から 3 月 21 日までの 23 日間としたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から 3 月 21 日までの 23 日間に決定しました。

日程第 3 諸般の報告

○議長（米本 隆記君） 日程第 3、諸般の報告を行います。

地方自治法第 121 条の規定により、本会期中の会議に説明のため出席を求めた者の職・氏名は、お手元に配布の議案説明員報告書のとおりであります。

次に、監査委員から、お手元に配布のとおり、例月出納検査 結果の報告がありました。検査資料は、事務局にありますので閲覧してください。

本日までに受理した請願・陳情は、お手元に配付しました請願・陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しましたので、報告いたします。

次に 12 月定例会において可決した意見書は、12 月 21 日に関係方面へ提出いたしました。

本定例会に町長から提出された議案は、お手元に配布の提出案件表のとおりであります。

次に町長から、政務報告及び報告第 1 号 議会権限に属する事項中、町長において専

決処分すべき事項に係る報告についての、計 2 件の報告の申し出があります。

これを許します。竹口大紀町長。

○町長（竹口 大紀君） みなさんおはようございます。

本日から定例議会、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、令和 6 年 3 月定例議会における政務報告といたしまして、12 月定例議会以降における各種事務事業の取組み状況について、その主なものをご報告いたします。

まず、総務課関係の職員採用試験についてです。令和 5 年度第 3 回大山町職員採用試験を 12 月 3 日に実施し、一般事務 5 名の採用を決定いたしました。来年度採用決定者は、一般事務 7 名、土木技師 1 名、保育士 4 名です。少々お待ちください、パソコンが動きません。

○議長（米本 隆記君） 暫時休憩いたします。

（午前 10 時 5 分休憩）

（午前 10 時 6 分再開）

○議長（米本 隆記君） 再開します。町長、お願いします。

○町長（竹口 大紀君） はい、失礼いたしました。ネットワークが付いたり切れたりしておりまして、引き続き政務報告をさせていただきます。

続きまして観光課関係のスキー場の状況についてです。今シーズンは、12 月 22 日にスキー場がオープンし、入込数は 2 月 19 日現在で、6 万 4,104 人です。昨年同時期の比較では約 2 万 8,000 人の減少となっております。

続きまして社会教育課関係の成人式についてです。本年度も 1 月 3 日に成人式を開催いたしました。対象者の 75.9%にあたる 110 名の成人者に出席をいただきました。

次に、人材育成交流事業についてです。コロナ禍で中断しておりました沖縄県嘉手納町との人材育成交流事業は、4 年ぶりに冬の交流を再開しました。1 月 30 日から 2 月 2 日までの 3 泊 4 日間、沖縄県嘉手納町から 10 名の児童と引率者が本町を訪れ、受入れ家庭でのホームステイ交流、大山小学校との学校交流、大山スキー場でのスキー体験などで交流を深めました。

続きまして報告第 1 号 議会権限に属する事項中、町長において専決処分すべき事項に係る報告について説明いたします。

本報告は、「議会権限に属する事項中、町長において専決処分すべき事項の指定について」の規定に基づき、専決処分をいたしましたので、地方自治法第 180 条第 2 項の規定に基づき報告するものです。

詳細はお手元に配布しています報告書のとおりです。

以上で、報告第 1 号の説明を終わります。

○議長（米本 隆記君） これで諸般の報告を終わります。

日程第4 施政方針の説明について

○議長（米本 隆記君） 日程第4、施政方針の説明についてを議題にします。

令和6年度施政方針について説明を求めます。竹口大紀町長。

○町長（竹口 大紀君） 本日は、大山町の施政方針について説明する機会をいただき、心から感謝を申し上げますとともに、今年度も、町政にご理解とご協力をいただきました町民のみなさま、関係者のみなさまに厚く御礼申し上げます。

そして、令和6年度は、楽しさ自給率が高く町民みんなが暮らしやすいまちづくりに向けて各施策に着実に取り組みつつ、4年間の総仕上げとなるよう、引き続き8つの視点に立った予算を編成いたしました。

まずはじめに、予測困難な時代を生き抜く経済産業の活性化として、経済産業の活性化施策関連のご説明をいたします。

令和6年度も農林水産業や商工業をはじめとした地域産業の発展への支援に引き続き取り組むとともに、ワーケーションやリモートワークなど新たな働き方の実現や、起業環境づくりを継続してまいります。

特に、観光地域づくりの取り組みについては、DMO設立ならびに候補DMO登録申請、大山町観光振興計画の策定など、観光推進体制づくりを進める所存です。

さらには、経済合理性の追求だけではなく、例えばSDGsの観点から、これまで商品価値を生み出すことがなかったジビエレザーの活用事業など、持続可能な産業育成に努めてまいります。

次に、「明日の大山町を築く子育て・教育・生涯学習環境の充実」として、関連施策のご説明をいたします。

これまで取り組んできた、教育と子育てに係る経済的負担の軽減を継続するとともに、男性の家事育児参加率向上と妊娠・出産・子育ての一貫したサポート、女性が活躍できる環境づくりなどの充実強化を進めてまいります。

教育の重点政策の一つに位置付けられている英語教育の推進に関しては、イマージョン教育の進展を図りつつ、30周年を迎えるカリフォルニア州テメキュラ市との交流や、新規に事業を開始するハワイへの短期留学プログラムなど、異文化コミュニケーションに必要な環境を提供いたします。

また、韓国襄陽郡や沖縄県嘉手納町との交流事業は、さらなる発展と充実を目指して積極的な取り組みを進めます。

そのほか、社会人のリスキリングやリカレント教育は、引き続き実りある取り組みを目指して推進するとともに、まちづくりと公民館のあり方を一体的に検討するための新体制によって、町民のみなさまと最適な答えを導き出し、その実現に向けた礎を築いて

まいります。

次に、「地域が再生する賑わいと活力の創出」として、関連施策のご説明をいたします。

令和5年度に一定の結論が出された淀江IC跡地活用や、お魚センター建て替えに合わせた機能充実の取り組みを引き続き進展させるとともに、空き家活用事業の推進など、賑わいの創出に努めてまいります。

改善の検討を進めてきたデマンドバスは、利用者の負担軽減と利便性の向上により、公共交通としての利用促進を図る実証事業に取り組みます。

また、取り組みを強化してきた特定空き家に関しては、解体に際しての各種補助制度を充実させ、近隣の住環境を守る支援策を進めてまいります。

そのほか、子どもから高齢者までが利用する公園施設の適正な維持管理に努め、施設利用者の健康・福祉増進に努めるとともに、昨年に引き続き、仁王堂公園の整備を実施してまいります。

議会から提案があった「アダプト・プログラム」に関しては、活動団体への支援を進めるとともに、地域の公共空間の美化活動に取り組むボランティア団体を支援していく所存です。

次に、「大山町の特色を生かしたアウトドアライフ構想の推進」として、関連施策のご説明をいたします。

観光のみならず、あらゆる分野における事業目標として掲げている「大山町アウトドアライフ構想」をもとに、海から山までの町内全域で集客力を高めるハード整備はもとより、町内外の人に向けた利活用のためのソフト事業もバランスよく展開してまいります。

国の「自転車活用推進法」と大山町の「自転車活用推進計画」に基づいたサイクルツーリズムの推進として、大山町のサイクリングフィールドとしての魅力発信などによる機運醸成に努めるとともに、サイクルツーリズムに関連した事業展開を進める事業者のスタートアップ等の支援に取り組みます。

大阪・関西万博を翌年に控え、引き続きアウトドアフィールドを活用して事業展開を考える民間事業者などの誘致や、アドベンチャーツーリズムなどに向けたアウトドア体験などのアクティビティ造成などに注力するとともに、日本遺産や文化財がアウトドアと親和性の高いコンテンツであることを意識した取り組みを一層努めてまいります。

そして、それらの取り組みをクローズアップするイベントの1つが「ねんりんピック」だと考えており、県内外からの参加者をおもてなしできる体制の構築を進める考えです。

次に、「重層的支援体制による健康・福祉の充実」として、関連施策のご説明をいた

します。

町民の健康づくりでは、令和 6 年度を始期とする「第三期国民健康保険保健事業計画」に沿った保健事業を展開し、疾病予防と重症化予防の効果的な取り組みを推進します。

また、人生 100 年時代を迎え、更なる健康寿命の延伸を図るため、町民が参加する健康づくりを目的とした健康教室及び運動教室を積極的に実施します。さらに、地域自主組織やコミュニティナース等との連携や育成を図り、地域での孤立、孤独、ひきこもり等の困難を抱えている方の把握や必要とする支援先への円滑な接続に向け体制構築を進めてまいります。

高齢者福祉関係につきましては、「生きがい・安心・支えあいのまちづくり」を基本理念とする「大山町高齢者福祉計画・第 9 期介護保険事業計画」をもとに、地域共生社会の実現に向けて地域包括ケアシステムのさらなる深化を進めます。また、「通いの場」への助成制度を拡充し、高齢者の社会的孤立の解消や心身の健康保持及び地域の支え合いづくりを進めます。

障がい福祉関係につきましては、障がいを理由とする差別の解消を目指すことはもとより、他の自治体の先進事例を参考にしながら障がい者の雇用促進に取り組み、誰もが暮らしやすい町づくりを目指して、広報啓発や障害福祉サービスの提供、自立支援の取り組み等を支援してまいります。

児童福祉関係については、支援が必要な子どもや妊産婦を継続的に支えるため、主に早期対応を行っている「要保護児童対策地域協議会」に加えて「子ども家庭総合支援拠点」を活用し、サポートが必要な家庭の子育て支援に取り組めます。

生活困窮対策としましては、低所得者層向けの光熱費助成制度を県と連携して継続実施し、収入が少ない世帯への生活支援を行ってまいります。

また、人権関係では、すべての人の人権が尊重される社会の実現に向けて、ダイバーシティの実現に資する「パートナーシップ・ファミリーシップ制度」の周知をさらに進め、多様性を認め合う差別のないまちづくりを進める考えです。

こうした様々な福祉課題を総合的に支援するため、総合福祉課に福祉総合支援室を設置し、大山町が独自に「福祉トータルサポート事業」と表現する重層的支援体制の取り組みを進めます。

次に、「公共施設等のインフラの計画的整備」として、関連施策のご説明をいたします。

平成 29 年 3 月に策定した「大山町公共施設等総合管理計画」を着実に実施するため、令和 6 年度には中山支所旧館、旧下田中児童館の解体工事を行い、公共建築物の延床面積を削減する取り組みを進めて参ります。

上水道事業では、安定して安全な水道水を供給するため、施設の適正な維持管理を行って参ります。また、施設の老朽化に伴い計画的に施設を更新する必要があるため、引き続き中山地区の老朽管更新工事及び配水池整備事業を実施いたします。

下水道事業におきましては、生活排水を安定的に処理するため、施設の適正な維持管理を行うとともに、ストックマネジメント計画に基づき施設の老朽化対策を進めてまいります。

道路関係では、道路の除草や維持補修、カーブミラーやガードレールなどの交通安全施設の適切な維持管理を行い、道路利用者の安全確保に努めるとともに、町道10路線の整備促進を図り、道路利用者の利便性向上を図ってまいります。

また、町道の舗装や橋梁施設については計画的な修繕工事を実施するとともに、橋梁の定期点検を着実に進めてまいります。多くの要望をいただいている街灯設置に関しましては、通学路や公共施設に連絡する道路に新設し、道路利用者の安全性向上を図ってまいります。

そのほか、近年多発する土砂災害に備えるため、小規模急傾斜地崩壊対策事業として東谷地区の設計を実施するとともに、定住施策として以前から進めてきた、民間資金の活用による町営住宅の整備を進めます。

次に、「ふるさと応援基金の積極的活用」として、関連施策のご説明をいたします。令和6年度も、ふるさと応援基金の活用方針として、前年度の積立額を考慮して積極的かつ着実に実行してまいります。

さらには、「牛馬の聖地 大山ドリームカーフェスタ」などの全国から注目度が高い取り組みに関しましては、ふるさと納税制度を応用したガバメントクラウドファンディングによる資金調達を進め、大山町の特色ある事業の財源として有効活用を進めてまいります。

最後に、「DX推進等による業務改善と人材能力開発の充実強化」として、関連施策のご説明をいたします。

令和6年度も引き続き、RPAや窓口DX、ペーパーレス化などによる事務の効率化、町民や事業者の利便性の向上、各種職員研修の充実、標準準拠システム導入に向けた取り組みなどを進めてまいります。

また、新たに地方創生人材支援制度や地域活性化起業人制度などの活用による専門人材の登用も視野に入れながら、的確なデジタルトランスフォーメーションを実現してまいります。

以上、令和6年度の施政方針をご説明いたしました。新年度も引き続き、大山町の魅力を磨き上げ、子どもから高齢者まで誰もが暮らしやすいまちづくりに取り組んでいく所存です。

みなさまのより一層のご理解とご協力をお願い申し上げまして、施政方針説明といたします。

○議長（米本 隆記君） これで町長の施政方針の説明を終わります。

日程 5 議案第 3 号 ～ 日程第 10 議案第 8 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 5、議案第 3 号 大山町情報公開条例等の一部を改正する条例についてから、日程第 10、議案第 8 号 大山町介護保険条例の一部を改正する条例についてまでの 6 件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。竹口大紀町長。

○町長（竹口 大紀君） それでは提案理由の説明をさせていただきます。

議案第 3 号 大山町情報公開条例等の一部を改正する条例については、令和 6 年 4 月 1 日から情報公開及び個人情報保護の審査会に係る事務を鳥取県に対し委託することに伴い、鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会の共同設置が廃止となるため、関係条例の改正を行うものです。

改正の内容は、大山町情報公開条例、大山町個人情報保護法施行条例及び、大山町議会の個人情報の保護に関する条例に基づく審査請求等の諮問先について変更を行うもので、施行日は、令和 6 年 4 月 1 日です。

続きまして、議案第 4 号 大山町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について及び議案第 5 号 大山町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例については、このたび鳥取県西部地区特別職報酬等審議会から、人事院勧告や社会情勢等を鑑みた特別職の給料および議会議員の報酬月額の見直しに関する答申が出されたため、関係条例を改正するものです。

なお、本条例の施行は、令和 6 年 4 月 1 日としております。

続きまして、議案第 6 号 大山町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例については、大地震等の被災地に派遣された職員の現地での業務を行うに際し、特殊勤務手当を支給するため、条例の一部を改正するものです。

改正の内容は、被災地に派遣された職員が行う災害応急対策に係る作業に従事した際に支給する災害応急作業等手当を新設するもので、公布の日から施行し、令和 6 年 1 月 1 日から適用することとしております。

続きまして、議案第 7 号 大山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、「国民健康保険法施行令の一部を改正する政令」が令和 6 年 1 月 26 日に公布されたことに伴い、大山町国民健康保険税条例の一部を改正するものです。

改正の主な内容としましては、国民健康保険税の後期高齢者支援金課税額に係る課税限度額を引き上げるとともに、国民健康保険税の軽減措置について、5 割軽減及び 2 割

軽減の対象世帯に係る所得判定基準を改正するもので、令和 6 年 4 月 1 日から施行することとしております。

続きまして、議案第 8 号 大山町介護保険条例の一部を改正する条例については、第 9 期の大山町高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定に伴い、令和 6 年度から令和 8 年度までの介護保険料について、条例改正を行うものです。

改正の主な内容は、所得段階区分を現行の 9 段階から国が示す基準に合わせて 13 段階とし、同じく基準額に対する負担割合を設定するものです。

また、サービス利用量の若干の増加が見込まれますが、介護保険給付費準備基金積立金を活用し、基準額を現行の年額 8 万 3,300 円から 7 万 6,600 円に改正するものです。

なお、本条例の施行は、令和 6 年 4 月 1 日としております。

以上で、提案理由の説明を終わります。

日程 11 議案第 9 号 ～ 日程第 21 議案第 19 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 11、議案第 9 号 町道路線の認定についてから、日程第 21、議案第 19 号 鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会共同設置の廃止に関する協議についてまでの 11 件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。竹口大紀町長。

○町長（竹口 大紀君） 引き続き提案の説明をさせていただきます。

議案第 9 号 町道路線の認定については、新たに開発が見込まれる区域内にある道路を町道路線として認定することについて、道路法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めるものです。

新路線は、路線名を町道大山口 4 号線とし、路線延長 346m、起点を所子字下澤 1324 番地、終点を所子字原ノ前 1351 番地とするものです。

続きまして、議案第 10 号 大山町退休寺・高橋辺地に係る総合整備計画の策定については、町道殿河内二本松線を除雪している除雪トラックの更新および、退休寺・高橋辺地内で運行しているスクールバスの更新をするものです。

なお、今回の策定につきましては、鳥取県知事との事前協議がすでに整っていることを申し添えます。

続きまして、議案第 11 号 大山町羽田井辺地に係る総合整備計画の策定についてから、議案第 14 号、大山町神田・渡道辺地に係る総合整備計画の策定については、水道施設自動警報通知装置を新たな通信方式に対応する装置に更新するものです。

なお、今回の策定につきましては、鳥取県知事との事前協議がすでに整っていることを申し添えます。

続きまして、議案第 15 号 大山町香取辺地に係る総合整備計画の策定については、

老朽化により更新が必要となった草谷配水池滅菌設備について新設工事をするものです。

なお、今回の策定につきましては、鳥取県知事との事前協議がすでに整っていることを申し添えます。

続きまして、議案第 16 号 大山町過疎地域持続的発展計画の変更については、現行の大山町過疎地域持続的発展計画について、過疎対策事業債の対象となる事業の追加・変更が生じたため、その計画の一部を変更するものです。

変更の内容は、ハード事業分として、町道大山口栄線、大山学校給食センター空調設備改修事業など 3 事業、ソフト事業分として、家庭用発電設備等導入推進事業を新たに計画に追加するものです。

なお、今回の変更につきましては、鳥取県知事との事前協議がすでに整っていることを申し添えます。

続きまして、議案第 17 号 大山町と鳥取県の間における情報公開条例及び議会個人情報保護条例に基づく合議制の機関に係る事務の委託に関する規約を定める協議については、情報公開条例及び議会個人情報保護条例に基づく事務を鳥取県に委託するため、事務の委託に関する規約を定める協議をすることについて、地方自治法第 252 条の 14 第 3 項において準用する同法第 252 条の 2 の 2 第 3 項本文の規定により議会の議決を求めるものです。

この規約の施行日は、令和 6 年 4 月 1 日です。

議案第 18 号 大山町と鳥取県の間における個人情報の保護に関する法律に基づく合議制の機関に係る事務の委託に関する規約を定める協議については、個人情報の保護に関する法律第 105 条及び第 129 条の規定に基づく合議制の機関に係る事務を鳥取県に委託するため、事務の委託に関する規約を定める協議をすることについて、地方自治法第 252 条の 14 第 3 項において準用する同法第 252 条の 2 の 2 第 3 項本文の規定により議会の議決を求めるものです。

この規約の施行日は、令和 6 年 4 月 1 日です。

続きまして、議案第 19 号 鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会共同設置の廃止に関する協議については、令和 6 年 4 月 1 日から鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会を共同設置している構成団体の全部が鳥取県に対し情報公開及び個人情報保護の審査会に係る事務を委託することに伴い、審査会共同設置の廃止に関する協議をすることについて、地方自治法第 252 条の 7 第 3 項において準用する同法第 252 条の 2 の 2 第 3 項の規定により、議会の議決を求めるものです。

なお、共同設置廃止の期日は、令和 6 年 3 月 31 日です。

以上で、提案理由の説明を終わります。

日程第 22 議案第 20 号 ~ 日程第 34 議案第 32 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 22、議案第 20 号 令和 6 年度大山町一般会計予算から、日程第 34、議案第 32 号 令和 6 年度大山町水道事業会計予算までの 13 件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。竹口大紀町長。

○町長（竹口 大紀君） 引き続き提案理由の説明をさせていただきます。

議案第 20 号 令和 6 年度大山町一般会計予算については、予算総額を、114 億 6,000 万円としており、前年度当初予算と比較して、額にして 2 億 4,000 万円、率にして 2.1%の増となっております。

まず、歳入について特徴的なものをご説明いたします。

町税の総収入は、固定資産税や軽自動車税などが減となる見込みから、前年度に比べ 2,621 万 2,000 円減の 15 億 3,997 万 5,000 円を計上しています。

地方交付税は、普通交付税の基準財政需要額における公債費の減を見込み、前年度に比べ 1 億円減の 49 億円を計上しています。

町債は、普通建設事業の減などにより、前年度に比べ 1 億 2,040 万円減の 6 億 3,090 万円を計上しています。

繰入金は、財政調整基金繰入金の増などにより、前年度に比べ 1 億 3,191 万 9,000 円増の 8 億 7,761 万 3,000 円を計上しています。

次に、歳出について特徴的なものをご説明いたします。

総務費では、ふるさと応援基金事業に 6 億 38 万 2,000 円、移住定住促進事業に 3,810 万 1,000 円、テメキュラ 30 周年記念事業実行委員会補助金などの国際交流事業に 735 万 3,000 円、中山支所旧館解体事業に 6,940 万円、仁王堂公園整備工事などの公園管理事業に 3,880 万 1,000 円、標準準拠システム導入委託料などの電子計算費に 2 億 3,327 万 6,000 円などを計上しています。

民生費では、障害者自立支援事業に 4 億 9,125 万 7,000 円、後期高齢者医療事業に 3 億 2,923 万 8,000 円、旧下田中児童館解体事業に 2,068 万円、教材等購入費助成金や新入学応援ギフトなどの就学児の子育て支援事業に 5,650 万 1,000 円、などを計上しています。

衛生費では、各種がん検診委託料や脳ドック助成事業などの健康づくり推進事業に 3,995 万 2,000 円、子どもの予防接種事業に 3,012 万 2,000 円、廃棄物収集委託費などの塵芥処理費に 2 億 7,871 万 8,000 円などを計上しています。

農林水産業費では、イノシシなどからの被害防止のための野生鳥獣被害防止事業に 1,575 万 5,000 円、捕獲したイノシシの皮を有効活用するために行う大山ジビエレザー活用事業に 90 万円、地域農業の担い手育成のために行う親元就農者支援事業に 940 万

円、円滑な漁業経営の開始を支援するため漁船等の取得費用を補助する漁業経営開始円滑化事業に 917 万 4,000 円、地籍調査事業に 1 億 3,652 万 4,000 円などを計上しています。

商工費では、既存施設をリノベーションして創業する方に対して支援を行う企業支援補助金に 1,500 万円、観光施策やインバウンドの推進を図る地方創生推進交付金事業に 1,200 万円、大山町 P R 大使を活用し、観光はじめ各種方面で大山町の P R を積極的に行い、誘客や地域経済の活性化を図る観光広報事業に 421 万 9,000 円、などを計上しています。

土木費では、定住促進住宅整備事業に 3,922 万 4,000 円、町道中山インター線新設事業に 2,855 万円、橋梁長寿命化修繕事業に 7,000 万円、下水道事業会計への出資金及び繰出金に 2 億 5,974 万 4,000 円、などを計上しています。

消防費では、I P 無線機更新などの非常備消防費に 4,399 万 4,000 円、自主防災組織育成補助金に 340 万 7,000 円、西部広域行政管理組合負担金に 2 億 4,898 万 6,000 円、などを計上しています。

教育費では、中学生の英語力とコミュニケーション能力の向上を図ることを目的に行う短期英語留学プログラム事業補助金に 970 万 6,000 円、テメキュラ市交流事業補助金やイングリッシュキャンプ委託料などの国際交流推進費に 4,027 万 7,000 円、リスクリング教育推進事業に 297 万円、第 36 回全国健康福祉祭とっとり大会に係る事業に 1,260 万 2,000 円、史跡大山寺旧境内整備事業に 1,315 万 5,000 円、などを計上しています。

以上で、提案理由の説明を終わりますが、お手元に配付しております議案説明資料もご覧いただければと思います。

続きまして、議案第 21 号 令和 6 年度大山町土地取得特別会計予算については、大山町土地開発基金を管理するための会計で、令和 6 年度は基金から生じる利子や土地貸付収入などを 51 万 7,000 円と見込み、全額を同基金に積み立てる予算としております。

続きまして、議案第 22 号 令和 6 年度大山町開拓専用水道特別会計予算については、予算総額を歳入歳出それぞれ 2,107 万円とするものです。

主な内訳は、歳入として、管理収入の計量給水料 860 万円、一般会計繰入金 688 万 8,000 円、町債 510 万円、歳出として、修繕料 331 万円、工事請負費 536 万 8,000 円を計上しています。

続きまして、議案第 23 号 令和 6 年度大山町国民健康保険特別会計予算については、予算総額を歳入歳出それぞれ 19 億 6,428 万 5,000 円とし、歳入として、主に国民健康保険税 2 億 8,773 万 2,000 円、県支出金 14 億 9,994 万円、繰入金 1 億 7,468 万 4,000 円を計上し、歳出として、主に保険給付費 14 億 7,751 万 5,000 円、鳥取県に支払う国

民健康保険事業費納付金 4 億 2,543 万 9,000 円を計上するものです。

なお、保険税率・税額については、前年所得が確定した後の 5 月に決定する予定としております。

続きまして、議案第 24 号 令和 6 年度大山町国民健康保険診療所特別会計予算については、国民健康保険直営診療施設である名和、大山、大山口診療所を経営管理するものであり、本会計の予算総額を、歳入歳出それぞれ 3 億 3,529 万円とするものです。

主な内訳は、歳入では、三診療所の診療収入 2 億 1,567 万円や一般会計及び国民健康保険特別会計からの繰入金 6,584 万 2,000 円を計上しています。

歳出では、総務費として職員人件費や施設管理に関する経費、かかりつけ医機能を強化するための研修費、医業費として医薬材料代、委託料及び備品購入費等に係る経費を計上しています。

続きまして、議案第 25 号 令和 6 年度大山町後期高齢者医療特別会計予算については、歳入歳出それぞれ 3 億 1,302 万 2,000 円とするものです。

主な内訳は、歳入では、後期高齢者保険料 2 億 1,568 万 6,000 円、一般会計繰入金 9,660 万 6,000 円、歳出として、後期高齢者医療広域連合納付金 3 億 956 万 1,000 円とするものです。

続きまして、議案第 26 号 令和 6 年度大山町介護保険特別会計予算については、予算総額を、歳入歳出それぞれ 23 億 2,177 万 3,000 円とするものです。

歳入の主な内訳として、介護保険料 4 億 3,488 万 9,000 円、国・県支出金 8 億 7,930 万 5,000 円、支払基金交付金 5 億 8,149 万 5,000 円、繰入金 4 億 2,097 万 2,000 円を計上しています。

次に歳出の主な内訳として、保険給付費 21 億 392 万円、地域支援事業費 1 億 327 万 6,000 円、総務費 6,542 万 5,000 円を計上しています。

続きまして、議案第 27 号 令和 6 年度大山町風力発電事業特別会計予算については、予算総額を歳入歳出それぞれ 3,967 万 2,000 円とするものです。

主な内訳としては、売電収入 3,943 万 2,000 円のほか、施設の運転や維持管理に要する経費として、光熱水費や通信運搬費のほか、施設修繕料 935 万円、施設保守点検委託料 1,047 万 2,000 円、基金積立金 1,327 万 2,000 円などを計上しております。

続きまして、議案第 28 号 令和 6 年度大山町温泉事業特別会計予算について、主な歳入は、温泉使用料 384 万円と繰入金 915 万 6,000 円で、歳出は、温泉館運営費として指定管理委託料 368 万 5,000 円、中山温泉源泉揚湯ポンプ更新工事 536 万 8,000 円、中山温泉杯グラウンドゴルフ大会補助金 100 万円で、不測の事態に備え予備費 100 万円を計上しております。

続きまして、議案第 29 号 令和 6 年度大山町宅地造成事業特別会計予算について、

主な内訳として歳入は繰越金 110 万円で、歳出は広場等の維持管理委託料 100 万円を計上し、予算総額を歳入歳出それぞれ 113 万円とするものです。

続きまして、議案第 30 号 令和 6 年度大山町索道事業特別会計予算については、予算総額を、歳入歳出それぞれ 2,424 万 8,000 円とするものです。

歳入の主な内訳として、一般会計繰入金 813 万 5,000 円及び指定管理納付金 1,585 万 7,000 円を見込んだものです。

次に歳出の主な内訳として、中の原ゲレンデ敷地使用料 814 万 7,000 円、各種団体・イベントへの負担金 209 万円、大山スキー場 P R 事業補助金 100 万円です。

公債費として、平成 28 年度に実施しました中の原スキーセンター屋根改修工事に伴う起債償還金として元金・利子合わせ 1,016 万 6,000 円を計上しております。

また、不測の事態に備えまして、予備費を 100 万円計上いたしております。

続きまして、議案第 31 号 令和 6 年度大山町下水道事業会計予算については、はじめに予算第 2 条業務の予定量ですが、接続戸数 4,830 戸、年間総処理水量 128 万 3,000 立方メートル、一日平均処理水量 3,515 立方メートルを予定しております。

次に、予算第 3 条収益的収入及び支出についてご説明いたします。

収入のうち営業収益は、下水道使用料など 2 億 3,496 万 9,000 円、営業外収益は一般会計からの補助金など 5 億 1,308 万円を計上し、下水道事業収益の合計を 7 億 4,804 万 9,000 円としております。

また、支出のうち営業費用は、管渠や処理場の維持管理費、人件費、減価償却費など 6 億 7,151 万 9,000 円、営業外費用は、支払利息及び企業債取扱諸費など 6,460 万 7,000 円を計上し、下水道事業費用の合計を 7 億 4,804 万 9,000 円としております。

次に、予算第 4 条資本的収入及び支出について、収入では、企業債借入、補助金など 6 億 2,870 万 9,000 円、支出では、建設改良のための委託料、工事請負費及び、企業債の償還金など 8 億 4,275 万 1,000 円としております。

続きまして、議案第 32 号 令和 6 年度大山町水道事業会計予算については、はじめに、予算第 2 条業務の予定量ですが、給水戸数 5,890 戸、年間総配水量 196 万 1,000 立方メートル、年間有収水量 143 万 6,000 立方メートル、一日平均配水量 5,373 立方メートルを予定しております。

次に、予算第 3 条収益的収入及び支出についてご説明いたします。

収入のうち営業収益は、水道使用料など 2 億 4,569 万 4,000 円、営業外収益は一般会計からの企業債利息補助など 1 億 96 万 4,000 円を計上し、水道事業収益の合計を 3 億 4,665 万 8,000 円としております。

また、支出のうち営業費用は、人件費、修繕費、減価償却費など 2 億 8,910 万円 2,000 円、営業外費用は、支払利息及び企業債取扱諸費など 1,514 万 3,000 円を計上し、

水道事業費用の合計を 3 億 557 万 5,000 円としております。

次に、予算第 4 条資本的収入及び支出についてご説明いたします。

収入では、企業債借入、補助金など 4 億 2,428 万円、支出では、建設改良のための委託料、工事請負費及び、企業債の償還金など 4 億 9,958 万 7,000 円としております。

以上で提案理由の説明を終わります。

日程第 35 議案第 33 号 ～ 日程第 46 議案第 44 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 35、議案第 33 号 令和 5 年度大山町一般会計補正予算（第 11 号）から日程第 46、議案第 44 号 令和 5 年度大山町索道事業特別会計補正予算（第 2 号）までの 12 件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。竹口大紀町長。

○町長（竹口 大紀君） それでは提案理由の説明をさせていただきます。

議案第 33 号 令和 5 年度大山町一般会計補正予算（第 11 号）については、1 月 23 日から 25 日の大雪により、全半壊の被害を受けた園芸施設や畜産施設の復旧費を支援する『農林業施設等復旧対策事業費補助金』の新規計上、『障害児通所給付費』や『イノシシ等捕獲奨励金』などの追加、事業計画の変更及び決算見込による額の調整等に伴い、歳入歳出予算の過不足を調整するため、本議会の議決を求めるものです。

この補正予算第 11 号は、既定の歳入歳出予算の総額から 2 億 3,047 万 4,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を 122 億 2,692 万 2,000 円とするものです。

続きまして、議案第 34 号 令和 5 年度大山町土地取得特別会計補正予算（第 1 号）については、土地開発基金の土地である高田工業団地及び大山インターチェンジ工業団地内の土地貸付により、既定の歳入歳出予算にそれぞれ 8 万 2,000 円を追加し、総額を 33 万 8,000 円とするものです。

続きまして、議案第 35 号 令和 5 年度大山町開拓専用水道特別会計補正予算（第 3 号）については、県営営農飲雑用水事業の事業費調整に伴う繰出し金の増額が主なもので、既定の歳入歳出予算に 229 万 9,000 円を追加し、予算総額を 2,998 万 5,000 円とするものです。

続きまして、議案第 36 号 令和 5 年度大山町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）については、既定の歳入歳出予算からそれぞれ、4,459 万 3,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ、20 億 6,685 万 2,000 円とするものです。

歳入につきましては、普通交付金の減額並びに基金繰入金の増額が主なものです。歳出につきましては、療養給付費の減額並びに人間ドック助成金の増額が主なものです。

続きまして、議案第 37 号 令和 5 年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 5 号）については、会計年度任用職員の人件費が主なもので、既定の歳入歳出予算

を4万6,000円減額し、予算の総額を、3億5,215万円とするものです。

続きまして、議案第38号 令和5年度大山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、歳入では保険料の増額、保険基盤安定繰入金、事務費繰入金の額の確定による減額、歳出では後期高齢者医療広域連合への負担金の減額が主なもので、既定の歳入歳出予算を427万7,000円減額し、予算総額を2億6,715万2,000円とするものです。

続きまして、議案第39号 令和5年度大山町介護保険特別会計補正予算（第4号）については、歳入では交付決定見込額の増額に伴う国支出金等の増額及び前年度からの繰越金の増額、歳出では基金積立金の増額が主なもので、既定の歳入歳出予算にそれぞれ、1億24万3,000円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ、24億6,413万5,000円とするものです。

続きまして、議案第40号 令和5年度大山町農業集落排水事業特別会計補正予算（第6号）については、農業集落排水事業推進基金廃止に伴う繰入金の増額が主なもので、既定の歳入歳出予算に1億8,514万6,000円を追加し、予算総額を7億2,755万円とするものです。

続きまして、議案第41号 令和5年度大山町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）については、公共下水道事業推進基金廃止に伴う繰入金の増額が主なもので、既定の歳入歳出予算に6,057万6,000円を追加し、予算総額を5億1,546万4,000円とするものです。

続きまして、議案第42号 令和5年度大山町風力発電事業特別会計補正予算（第2号）については、基金利子の増額と売電収入の減による積立金の減額が主なもので、既定の歳入歳出予算から98万9,000円を減額し、予算総額を3,764万7,000円とするものです。

続きまして、議案第43号 令和5年度大山町温泉事業特別会計補正予算（第2号）については、中山温泉の源泉揚湯ポンプ制御機器が故障したことによる取替工事費用を計上するため、既定の歳入歳出予算にそれぞれ382万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,503万7,000円とするものです。

続きまして、議案第44号 令和5年度大山町索道事業特別会計補正予算（第2号）については、決算見込みに基づきまして、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ487万6,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,066万3,000円とするものです。

まず、歳入ですが、索道事業基金繰入金を233万6,000円増額し、指定管理納付金を254万円の増といたしております。

これは、今シーズンの営業形態等からの決算見込みによるものです。

次に歳出についてですが、決算見込みにより使用料及び賃借料を 543 万 2,000 円増額しております。

また、スキー場開き祭の規模を縮小したこと、スキー大会等が雪不足により中止になったことなどにより負担金を 40 万円減額しております。

以上で、提案理由の説明を終わります。

散会報告

○議長（米本 隆記君） 以上で、本日の日程は終了しました。

次会は、3 月 1 日に会議を開き、議案についての質疑と、議案第 3 号 大山町情報公開条例等の一部を改正する条例についてほか 3 議案と補正予算につきましては、質疑・討論・採決までを行いますので、定刻午前 9 時 30 分までに本議場に集合してください。

本日はこれで散会します。

午前 11 時 3 分散会